

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案(閣法第六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十二年度において、子どもを養育している者すべてに対し、子ども一人につき月額一万三千円の子ども手当を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 子ども手当は、中学校修了前の子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等が、日本国内に住所を有する場合に支給する。
- 二 子ども手当の額は、一月につき、一万三千円に受給資格者に係る子どもの数を乗じて得た額とする。
- 三 市町村長は、受給資格及び子ども手当の額について認定を行い、子ども手当を支給する。
- 四 子ども手当は、平成二十二年六月及び十月並びに平成二十三年二月にそれぞれの前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払う。
- 五 子ども手当の支給に要する費用については、児童手当相当部分は児童手当法の規定に基づき、国、地方自治体及び事業主が負担し、それ以外の費用については国が負担する。ただし、公務員に係る子ども手当

の支給に要する費用については所屬庁が負担する。

六 子ども手当について、差押禁止等の受給権の保護、公租公課の禁止、子ども手当を市町村に寄附することができるとの仕組みの創設その他の必要な措置を講ずる。

七 この法律は、一部を除き平成二十二年四月一日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、次の内容を規定する修正が行われた。

一 政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 政府は、平成二十三年度以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。